

「災害復興支援基金」設置規則

(名称)

第1条 この基金の名称は「災害復興支援基金」（以下「基金」という）とする。

(目的)

第2条 この基金は災害復興まちづくり支援機構（以下単に支援機構という）に所属する会員（会員である組織に所属する会員を含む・以下会員という）が第3条の支援活動に参加した場合に第4条の「基金運用規程」（以下運用規程という）の定めるところにより、会員の支弁した交通費・宿泊費および日当を支払う。ただし、支援機構以外の団体などから会員が報酬などを受領する場合および運用規則に定める場合は支出しないことかできる。

(支援活動)

第3条 被災地における支援活動は、支援機構の目的に沿って被災地の災害対策本部などと連携し、支援機構代表委員（以下代表委員という）の承認を得て支援機構事務局（以下事務局という）が指定する相談活動・支援活動・支援のための調査活動などとする。

(基金運用規程)

第4条 「基金運用規程」は支援機構運営委員会（以下運営委員会という）において定め、支援機構のすべての会員への周知をはかるものとする。

(資金)

第5条 この基金の上限は金1千万円までとし、資金は次に掲げるものとする。

- (1) 支援機構からの拠出金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(基金の運用)

第6条 この基金は特別会計とし、資金については運用規程により、事務局が代表委員の承認を得て運用する。

(決算報告)

第7条 支援機構の事務局長は、毎年総会において特別会計の決算報告をするほか、収入・支出があった都度速やかに運営委員会に報告するものとする。

(設置および解散)

第8条 基金の設置および廃止は、支援機構の総会において定めるものとし、廃止した場合はその資金を支援機構一般会計に繰り入れる。

附則 この規則は平成21年11月28日から施行する。